

## 耐震改修促進法改正(H25.11.25)への対応状況

1. 耐震診断が義務化された民間大規模特定建築物(要緊急安全確認大規模建築物<sup>※1</sup>)への支援

不特定多数や避難弱者が利用する建築物等のうち大規模なものについて、耐震診断を行い、期限(H27.12.31)までに特定行政庁にその結果を報告することが義務付けられた。

【対応】

- 耐震診断への補助(H26,27)
- 耐震改修への補助(H27～)

※1 要緊急安全確認大規模建築物

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

- ① 不特定多数の者が利用する大規模建築物
- ② 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物
- ③ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

## 2. 避難路の指定による沿道建築物の耐震診断を努力義務化

特に耐震化を促進することが必要な避難路等を指定し、沿道建築物の耐震診断を努力義務化又は義務化することが可能となったため、指定の必要性を検討した。

【対応】

- 緊急輸送道路<sup>※2</sup>(1次・2次ネットワーク)を避難路として指定し、通行を妨げるおそれのある沿道建築物の耐震診断を努力義務化した。
- 緊急輸送道路(1次ネットワーク)について、沿道建築物の耐震診断の義務化を検討した結果、一部で迂回路を利用することで必要なネットワークが確保されることから義務化は行わなかった。

※2 緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点とを相互に連絡する道路

- ・1次: 県庁、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
- ・2次: 第1次と主要な防災拠点(市町村役場や警察など)を連絡する道路

## 3. 防災拠点建築物(要安全確認計画記載建築物)を指定し耐震診断を義務化

庁舎、避難所等の地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物(防災拠点建築物)を指定し、その建築物の耐震診断を義務化することが可能となったため、市町村の意見を聴き、指定の必要性を検討した。

【対応】

- 市町村地域防災計画に記載のある庁舎、公民館、体育館等のうち、市町村の意見を聴き、30施設(全て公共施設)を指定した。

(参考)

- ・R7.4.1 時点の指定状況:計56施設(うち耐震性あり:49施設(工事中含む))
- ・指定を受けると、補助率が有利な耐震改修工事費等補助金を利用可能